

白山手取川ジオパークロゴマーク及びイメージキャラクター使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別記、白山手取川ジオパークのロゴマーク及びイメージキャラクター「ゆきママとしずくちゃん」（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、白山手取川ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ協議会会長（以下「会長」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 市の機関が公用の目的で使用する場合
 - (2) 市内の教育施設及び児童福祉施設が教育及び児童福祉の目的で使用する場合
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
 - (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当する場合
 - (5) 在庫品を販売する場合（当初の許可内容に変更がない場合のみ）
 - (6) その他、会長が適当と認める場合
- 2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第4条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が白山手取川ジオパークの推進や白山市のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 会長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（別記様式第3号）を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第5条 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は許諾しないものとする。

- (1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び白山手取川ジオパークの理念に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ロゴマーク等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がロゴマーク等の立体物と認められない場合
- (9) ロゴマーク等の著しい変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他会長が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第6条 ロゴマーク等の使用料については、無料とする。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 第4条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（許諾内容の変更等）

第9条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

（許諾の取消し等）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条の使用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 会長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 会長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について協議会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 協議会は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第13条 協議会は、ロゴマーク等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 会長は、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、白山市観光推進部ジオパーク推進室が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年10月4日から適用する。

別記

「ロゴマーク」



白山手取川ジオパーク
Hakusan Tedorigawa Geopark

「キャラクター ゆきママとしずくちゃん」



ゆきママとしずくちゃん